

# 始良中央地区合併協議会 第 39 回会議



平成 17 年 8 月 17 日 (水) 午後 1 時 30 分

国分シビックセンター多目的ホール

## 第 39 回 始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成 17 年 8 月 17 日（水）午後 1 時 30 分から  
場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 諸般の報告
4. 議 事

### （報告事項）

- (1) 報告第 30 号- 国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目 21）
- (2) 報告第 31 号- 保健衛生事業の取扱いについて（協定項目 25-9）
- (3) 報告第 32 号- 障害者福祉事業の取扱いについて（協定項目 25-11）
- (4) 報告第 33 号- 高齢者福祉事業の取扱いについて（協定項目 25-12）
- (5) 報告第 42 号- その他の福祉事業【老人医療】の取扱いについて（協定項目 25-15- ）
- (6) 報告第 40 号- 農林水産関係事業【農業】の取扱いについて（協定項目 25-16- ）
- (7) 報告第 43 号- 農林水産関係事業【林業】の取扱いについて（協定項目 25-16- ）
- (8) 報告第 44 号- 農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて（協定項目 25-16- ）
- (9) 報告第 45 号- 商工・観光関係事業の取扱いについて（協定項目 25-17）
- (10) 報告第 41 号- 建設関係事業【都市整備】の取扱いについて（協定項目 25-18）
- (11) 報告第 41 号- 建設関係事業【建築住宅】の取扱いについて（協定項目 25-18）
- (12) 報告第 37 号- その他事業【選挙管理委員会関係事務】の取扱いについて（協定項目 25-27- ）
- (13) 報告第 46 号- その他事業【温泉事業】の取扱いについて（協定項目 25-27- ）

### （協議事項）

- (14) 協議第 71 号- 新市の市章について（協定項目 20）
5. その他
  - (1) 次回の会議日程等について
6. 閉 会

### < 次回の協議会の開催日程 >

第 40 回協議会は、9 月 21 日（水）午後 1 時 30 分から国分シビックセンター多目的ホールで開催する予定です。

諸般の報告(協議会の行事や事務局の動き)

第39回協議会

期 日	内 容	備 考
8月4日(木)	住民(住基戸籍)分科会 9:30 国分市 <b>第38回協議会</b> 13:30 多目的ホール 税務：個人住民税担当係長会 13:30 国分市 高齢者・介護・健康増進担当者打合せ会 13:30 隼人町 広報・イベントプロジェクト 15:00 国分市	生保福班 総消議班 財 政 班 生保福班 企 画 班
8月5日(金)	消防防災(交通)分科会 9:30 国分市 文書法制選挙(選挙)分科会 9:30 国分市 商工分科会 13:30 国分市 住民(住基戸籍)分科会 14:00 国分市	総消議班 総消議班 産 経 班 生保福班
8月8日(月)	監査関係協議結果報告会議 9:30 国分市 水道分科会 13:30 国分市 財政(税務)専門部会 13:30 隼人町 学校教育(幼稚園)分科会 13:30 国分市 畜産分科会 13:30 横川町 林務分科会 13:30 国分市 介護保険その他作業班会 13:30 溝辺町 総務専門部会 13:30 国分市	総消議班 建 水 班 財 政 班 教 育 班 産 経 班 産 経 班 生保福班 総消議班
8月9日(火)	霧島市誕生記念夏休みバスツアー 農業委員会分科会 13:30 国分市 税務：固定資産税担当者会 13:30 国分市 文書法制選挙(文書)分科会 13:30 国分市 介護保険認定作業班会 13:30 牧園町 消防防災(消防)分科会 13:30 国分市	企 画 班 産 経 班 財 政 班 総消議班 生保福班 総消議班
8月10日(水)	議会正副議長・議会運営委員長会議 9:30 国分市 本庁舎レイアウト打合せ 10:00 国分市 コミュニティ検討委員会 13:30 多目的ホール 教育専門部会(社会教育)・分科会合同会議 13:30 溝辺町 税務：窓口・庶務担当者会 13:30 国分市 会計分科会 13:30 国分市 社会教育(社会体育)分科会 14:00 溝辺町	総消議班 総消議班 企 画 班 教 育 班 財 政 班 財 政 班 教 育 班
8月11日(木)	都市整備分科会 9:30 隼人町 住民(人権)分科会 9:30 国分市 <b>第44回幹事会</b> 13:30 多目的ホール 1市6町子ども会育成連絡協議会会長会議 14:00 国分市	建 水 班 生保福班 総消議班 教 育 班
8月12日(金)	社会教育(文化財)分科会 9:30 国分市 商工観光専門部会 9:30 国分市	教 育 班 産 経 班
8月16日(火)	住民(住基戸籍)分科会 9:30 国分市 社会教育分科会 13:30 国分市 会計収入担当者会 13:30 国分市 過疎計画打合せ 13:30 国分市	生保福班 教 育 班 財 政 班 プロジェクト班

期 日	内 容	備 考
8月17日(水)	保険年金(老保)分科会 9:30 国分市 消防防災(消防)分科会 9:30 国分市 社会教育(社会体育)分科会 9:30 国分市 <b>第39回協議会</b> 13:30 多目的ホール 環境衛生分科会 13:30 霧島町 会計支出担当者会 13:30 国分市	生保福班 総消議班 教育班 総消議班 生保福班 財 政 班

電算班・・・各業務グループごとに、関係の分科会・専門部会・関係者と連携を図り、システムの統合・構築に向けて随時会議等を開催している。

< 今後の予定 >

期 日	内 容	備 考
8月18日(木)	議会分科会 9:30 国分市 消防防災(交通)分科会 9:30 国分市 本庁舎レイアウト打合せ 10:00 国分市 税務：個人住民税分科会 13:30 福山町 税務：国民健康保険税分科会 13:30 福山町	総消議班 総消議班 総消議班 財 政 班 財 政 班
8月19日(金)	議会分科会 9:30 国分市 保険年金(年金)分科会 13:30 国分市 税務：固定資産税担当係長会 13:30 国分市	総消議班 生保福班 財 政 班
8月22日(月)	水道分科会 13:30 国分市 学校教育(給食)分科会 13:30 隼人町 総務専門部会 13:30 国分市	建 水 班 教 育 班 総消議班
8月23日(火)	税務：窓口・庶務分科会 9:30 隼人町 第5回サイン改修プロジェクト会議 13:30 国分市 保険年金(国保)分科会 13:30 隼人町 会計分科会 13:30 国分市 社会教育分科会 13:30 国分市	財 政 班 プロジェクト班 生保福班 財 政 班 教 育 班
8月24日(水)	本庁舎レイアウト打合せ 10:00 国分市 建築住宅分科会 13:30 国分市 社会教育(社会体育)分科会 13:30 国分市	総消議班 建 水 班 教 育 班
8月25日(木)	税務：収納・徴収担当者会 9:30 国分市 <b>第7回合併準備会</b> 10:00 多目的ホール <b>第45回幹事会</b> 13:30 多目的ホール	財 政 班 総消議班 総消議班
8月29日(月)	水道分科会 13:30 国分市 学校教育(幼稚園)分科会 13:30 国分市 建設専門部会 14:00 国分市	建 水 班 教 育 班 建 水 班
8月30日(火)	社会教育分科会 13:30 国分市	教 育 班
8月31日(水)	建築住宅分科会 13:30 国分市 社会教育(社会体育)分科会 13:30 国分市	建 水 班 教 育 班
9月7日(水)	社会教育(社会体育)分科会 13:30 国分市	教 育 班
9月14日(水)	社会教育(社会体育)分科会 13:30 国分市	教 育 班
9月21日(水)	<b>第40回協議会</b> 13:30 多目的ホール 社会教育(社会体育)分科会 13:30 国分市	総消議班 教 育 班

国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目21）

国民健康保険事業の取扱いについて、平成15年12月25日（協議第26号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年8月17日提出

始良中央地区合併協議会  
会 長 鶴丸 明人

別紙

2 1 国民健康保険事業の取扱い		関係項目	
協議項目		協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1	レセプト点検事業	6 レセプト点検事業については、専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱い要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。	レセプト開示については霧島市国民健康保険及び老人保健診療報酬明細書等の開示に係る取扱要綱を別紙のとおり整備し実施する。

診療報酬明細書等(レセプト)の開示取り扱い

(新)

(旧)

<p>「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」(平成17年3月31日付け保発第0331007号)</p>	<p>「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」(平成9年6月25日付け老企第64号、保発第82号、庁保発第16号)</p>
<p>1. 被保険者から保険者(老人医療受給対象者についてはその者が居住する市町村の長。以下同じ。)に対し、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書(以下「診療報酬明細書等」という。)の開示(診療報酬明細書等の写しの交付を含む。以下同じ。)の求めがあった場合にあっては、以下のとおり確認した上、当該診療報酬明細書等を開示すること。</p> <p>診療報酬明細書等の開示を求める者と当該診療報酬明細書等に記載されている者とが同一であることを確認すること。</p> <p>保険医療機関、特定承認保険医療機関、指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)に対して、当該診療報酬明細書等を開示することによって、<u>個人情報の保護に関する法律第25条第1項第1号に規定する「本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害する」おそれがないかどうか</u>確認すること。その際、保険医療機関等においては、主治医の判断を求めるものとする。</p> <p>調剤報酬明細書の係るの確認については、当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等に対し行われるものであること。なお、の確認を取った上、当該調剤報酬明細書を開示する場合には、<u>被保険者の同意を得た上で、当該調剤報酬明細書を発行した保険薬局に対しその旨通知を行うこと。</u></p> <p>2. 被保険者が未成年者若しくは成年被後見人である場合の法定代理人又は被保険者の委任を受けた代理人から被保険者本人に代わって当該被保険者等に係る診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合についても、1の取扱いに準ずること。</p> <p>3. 被保険者であった者の遺族から診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合については、<u>被保険者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重しつつ、以下の点に留意した上で、開示して差し支えないこと。</u></p>	<p>1. 被保険者から保険者(老人医療受給対象者についてはその者が居住する市町村の長。以下同じ。)に対し、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、施設療養費明細書及び老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書(以下「診療報酬明細書等」という。)の開示(診療報酬明細書等の写しの交付を含む。以下同じ。)の求めがあった場合にあっては、以下のとおり確認した上、当該診療報酬明細書等を開示すること。</p> <p>診療報酬明細書等の開示を求める者と当該診療報酬明細書等に記載されている者とが同一であることを確認すること。</p> <p>保険医療機関、特定承認保険医療機関、老人保健施設、指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)に対して、当該診療報酬明細書等を開示することによって、<u>本人が傷病名等を知ったとしても本人の診療上支障が生じない旨を確認すること。</u>その際、保険医療機関等においては、主治医の判断を求めるものとする。</p> <p>調剤報酬明細書の係るの確認については、当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等に対し行われるものであること。なお、の確認を取った上、当該調剤報酬明細書を開示する場合には、<u>当該調剤報酬明細書を発行した保険薬局に対しその旨通知を行うこと。</u></p> <p>2. 被保険者が未成年者若しくは成年被後見人である場合の法定代理人又は被保険者の委任を受けた弁護士から被保険者本人に代わって当該被保険者等に係る診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合についても、1の取扱いに準ずること。</p> <p>3. 遺族から診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合については、<u>各保険者の判断において、社会通念に照らし適当と認められるときは開示して差し支えないこと。</u></p>
<p>診療報酬明細書等が医師の個人情報となる場合があること。</p> <p>遺族が診療報酬明細書等の開示を求めているという情報は個人情報に該当すること。</p>	<p>「遺族に対する診療報酬明細書等の開示の際の保険医療機関等に対する連絡の見直しについて(通知)」 (平成14年11月25日付け保総発第1125001号、保国発第1125001号)</p> <p>遺族に対する診療報酬明細書等の開示については、「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」(平成9年6月25日付け都道府県知事宛て厚生省老人保健局長、厚生省保険局長、社会保険庁運営部長通知において、<u>各保険者(老人医療受給対象者についてはその者が居住する市町村の長。以下同じ。)の判断において社会通念に照らし適当と認められるときは開示して差し支えないこととしている。</u></p> <p>また、開示により保険医療機関等に照会が行われる可能性があることから、<u>当該保険医療機関に対しその旨を連絡することが適当であるとの考えを平成9年6月27日付け内かんにより示しているところである。</u></p> <p>しかし、個人情報保護法案の審議等近年の個人情報を巡る議論等を踏まえ、その取扱いについて検討した結果、<u>遺族への診療報酬明細書等の開示の事実は個人情報に当たり、この事実を遺族の同意なしに保険医療機関等に連絡することに付いては、個人情報保護の観点から適当ではないと考えられる。</u></p> <p>したがって、保険者が遺族へのレセプト開示の事実につき保険医療機関等に連絡するに当たっては、<u>遺族の同意を得ることが必要であると考えるので、御了知の上、貴都道府県内市町村、国民健康保険組合及びその他関係機関に対する周知について御配慮願いたい。</u></p>





保健衛生事業の取扱いについて（協定項目25 - 9）

保健衛生事業の取扱いについて、平成15年12月25日（協議第27号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年 8月17日提出

始良中央地区合併協議会  
会 長 鶴丸 明人

## 別紙

25-9 保健衛生事業		関係項目	
協議項目		協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1	母子健診	7 母子保健法に定める健診については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、それ以外の健診については、合併までに調整する。	1 母子保健法に定める健診以外の健診については統一して実施する。健診の受診場所は原則居住している総合支所とするが、他の総合支所でも受診可能とする。妊婦一般健康診査・乳児健康診査（9～11か月）は現行のとおり医療機関に委託する。

障害者福祉事業の取扱いについて（協定項目25-11）

障害者福祉事業の取扱いについて、平成15年12月25日（協議第28号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年8月17日提出

始良中央地区合併協議会  
会 長 鶴丸 明人

別紙

25 - 11 障害者福祉事業		関係項目	
協議項目		協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1	障害児（身体・知的）居宅支援事業	6 事業は、国分市の例により新市に引き継ぐ。ただし、事業所に対する単費補助金の取り扱いについては、合併までに調整する。	1 単独補助金の取り扱いについては、別表のとおり補助基準を設け補助する。 2 他自治体からの運営に伴う赤字補填は徴しない。また、他自治体運営に伴う赤字補填は行わないこととする。 3 実施時期については、平成18年度からとする。

別表

補助金の種類	補助対象額	下記に定める額を限度額とする。 (1事業所当たり、年額)	
		当年度の1日当たりの利用児童数	基準額(円)
運営費補助	霧島市障害児デイサービス事業を行うために必要とする人件費(報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費等)管理費(需用費、役務費、使用料等)	6人未満	8,048,000円
		6人以上 8人未満	10,466,000円
		8人以上 13人未満	12,984,000円
		13人以上 15人未満	15,502,000円

高齢者福祉事業の取扱いについて（協定項目 25 - 12）

高齢者福祉事業の取扱いについて、平成15年12月25日（協議第29号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年8月17日提出

始良中央地区合併協議会  
会 長 鶴丸 明 人

別紙

協議項目		関係項目									
25	12 高齢者福祉事業の取扱い	協議決定された調整方針	具体的な調整結果								
1	家族介護用品の支給	<p>1.8 事業は現行のとおり新市へ引き継ぐ。ただし、支給方法、対象者の要件については合併までに調整する。</p>	<p>1 【事業の目的】 在宅高齢者等を介護している家族等に対し、介護用品を支給することにより、在宅介護における家族の精神的及び経済的負担軽減を図る。</p> <p>2 【対象】 次のいずれかに該当する要介護者等と同居し、現に介護している住民税非課税世帯の家族に支給する。 (県補助対象分) ・要介護認定における要介護度4又は5の在宅高齢者を現に介護している家族 (市単独分) ・介護保険の要介護3と認定された在宅高齢者を現に介護している家族 ・重度心身障害者(身障手帳の1・2級、療育手帳A1、A2所持者等)を現に介護している家族 ・膀胱直腸障害等にある在宅の心身障害者(児)を現に介護している家族</p> <p>3 【対象の介護用品】 紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー等介護に要する日常的に必要な消耗品</p> <table border="0"> <tr> <td>支給対象者</td> <td>限度年額</td> </tr> <tr> <td>介護度4・5</td> <td>75,000円(補助対象)</td> </tr> <tr> <td>介護度3</td> <td>48,000円</td> </tr> <tr> <td>重度心身障害者等</td> <td>48,000円</td> </tr> </table> <p>4 【支給方法】 ・金券方式(領収書・レシート添付)(本人は1月に一回品物を受領)。 ・券の発行は、3ヶ月に1回。 ・券には有効期限を設ける。 ・取扱店は、登録業者。</p> <p>5 【事務手順】 申請 ケア会議 交付 利用者が登録店で購入 登録店は金券にレシートを添付して市に請求 登録店に支払い。</p> <p>6 【実施時期】 平成18年度から実施する。</p>	支給対象者	限度年額	介護度4・5	75,000円(補助対象)	介護度3	48,000円	重度心身障害者等	48,000円
支給対象者	限度年額										
介護度4・5	75,000円(補助対象)										
介護度3	48,000円										
重度心身障害者等	48,000円										
2	寝たきり老人及び重度心身障害者等おむつ手当て支給事業	<p>2.3 事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、支給限度額等については合併までに調整する。</p>	<p>本事業については、類似する家族介護用品支給事業に統合する。</p>								

## 別紙

協議項目		関係項目																																				
25	12 高齢者福祉事業の取扱い	協議決定された調整方針	具体的な調整結果																																			
3	在宅介護支援センター	<p>2 6 在宅介護支援センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、基幹型・地域型在宅支援センターのエリアの見直し、体制の充実等については、合併までに調整する。在宅介護支援センター間の情報の共有化、ネットワーク化等については、新市で協議する。</p>	<p>1 エリアについては、国分市の現在の基幹型 1 箇所を地域型とし、地域型在介を3箇所とする。その他については、従前のとおりとする。</p> <p>・現在の設置数</p> <table border="0"> <tr> <td>国分市</td> <td>基幹</td> <td>1</td> <td>地域</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>溝辺町</td> <td>地域</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>牧園町</td> <td>地域</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>霧島町</td> <td>地域</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>隼人町</td> <td>基幹</td> <td>1</td> <td>地域</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>横川町</td> <td>地域</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福山町</td> <td>地域</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 新市においては、隼人町の社協内に基幹型を配置する</p> <p>3 地域型は地域ケア会議を充実させるため 2 名体制とする。</p> <p>* 現行において上記のとおり整理したが、介護保険法等の改正により平成 18 年度から制度内容の変更が予定されており、今後、介護保険部門とも連携を図りながら国の動向を注視し、対応していく。</p>	国分市	基幹	1	地域	2	溝辺町	地域	1			牧園町	地域	1			霧島町	地域	2			隼人町	基幹	1	地域	2	横川町	地域	1			福山町	地域	1		
国分市	基幹	1	地域	2																																		
溝辺町	地域	1																																				
牧園町	地域	1																																				
霧島町	地域	2																																				
隼人町	基幹	1	地域	2																																		
横川町	地域	1																																				
福山町	地域	1																																				



その他の福祉事業【老人医療】の取扱いについて（協定項目25-15- ）

その他の福祉事業【老人医療】の取扱いについて、平成16年1月15日（協議第36号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年8月17日提出

始良中央地区合併協議会  
会 長 鶴丸明人

## 別紙

25-15 - その他の福祉事業 【老人医療】		関係項目	
協議項目		協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1	レセプト点検事業	レセプト点検事業については、専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱い要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。	レセプト開示については霧島市国民健康保険及び老人保健診療報酬明細書等の開示に係る取扱要綱を別紙のとおり整備し実施する。

診療報酬明細書等(レセプト)の開示取り扱い

(新)

(旧)

<p>「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」(平成17年3月31日付け保発第0331007号)</p>	<p>「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」(平成9年6月25日付け老企第64号、保発第82号、庁保発第16号)</p>
<p>1. 被保険者から保険者(老人医療受給対象者についてはその者が居住する市町村の長。以下同じ。)に対し、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書(以下「診療報酬明細書等」という。)の開示(診療報酬明細書等の写しの交付を含む。以下同じ。)の求めがあった場合にあっては、以下のとおり確認した上、当該診療報酬明細書等を開示すること。</p> <p>診療報酬明細書等の開示を求める者と当該診療報酬明細書等に記載されている者とが同一であることを確認すること。</p> <p>保険医療機関、特定承認保険医療機関、指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)に対して、当該診療報酬明細書等を開示することによって、<u>個人情報の保護に関する法律第25条第1項第1号に規定する「本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害する」おそれがないかどうか</u>確認すること。その際、保険医療機関等においては、主治医の判断を求めるものとする。</p> <p>調剤報酬明細書の係るの確認については、当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等に対し行われるものであること。なお、の確認を取った上、当該調剤報酬明細書を開示する場合には、<u>被保険者の同意を得た上で、当該調剤報酬明細書を発行した保険薬局に対しその旨通知を行うこと。</u></p> <p>2. 被保険者が未成年者若しくは成年被後見人である場合の法定代理人又は被保険者の委任を受けた代理人から被保険者本人に代わって当該被保険者等に係る診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合についても、1の取扱いに準ずること。</p> <p>3. 被保険者であった者の遺族から診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合については、<u>被保険者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重しつつ、以下の点に留意した上で、開示して差し支えないこと。</u></p>	<p>1. 被保険者から保険者(老人医療受給対象者についてはその者が居住する市町村の長。以下同じ。)に対し、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、施設療養費明細書及び老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書(以下「診療報酬明細書等」という。)の開示(診療報酬明細書等の写しの交付を含む。以下同じ。)の求めがあった場合にあっては、以下のとおり確認した上、当該診療報酬明細書等を開示すること。</p> <p>診療報酬明細書等の開示を求める者と当該診療報酬明細書等に記載されている者とが同一であることを確認すること。</p> <p>保険医療機関、特定承認保険医療機関、老人保健施設、指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)に対して、当該診療報酬明細書等を開示することによって、<u>本人が傷病名等を知ったとしても本人の診療上支障が生じない旨を確認すること。</u>その際、保険医療機関等においては、主治医の判断を求めるものとする。</p> <p>調剤報酬明細書の係るの確認については、当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等に対し行われるものであること。なお、の確認を取った上、当該調剤報酬明細書を開示する場合には、<u>当該調剤報酬明細書を発行した保険薬局に対しその旨通知を行うこと。</u></p> <p>2. 被保険者が未成年者若しくは成年被後見人である場合の法定代理人又は被保険者の委任を受けた弁護士から被保険者本人に代わって当該被保険者等に係る診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合についても、1の取扱いに準ずること。</p> <p>3. 遺族から診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合については、<u>各保険者の判断において、社会通念に照らし適当と認められるときは開示して差し支えないこと。</u></p>
<p>診療報酬明細書等が医師の個人情報となる場合があること。</p> <p>遺族が診療報酬明細書等の開示を求めているという情報は個人情報に該当すること。</p>	<p>「遺族に対する診療報酬明細書等の開示の際の保険医療機関等に対する連絡の見直しについて(通知)」 (平成14年11月25日付け保総発第1125001号、保国発第1125001号)</p> <p>遺族に対する診療報酬明細書等の開示については、「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」(平成9年6月25日付け都道府県知事宛て厚生省老人保健局長、厚生省保険局長、社会保険庁運営部長通知において、各保険者(老人医療受給対象者についてはその者が居住する市町村の長。以下同じ。)の判断において社会通念に照らし適当と認められるときは開示して差し支えないこととしている。</p> <p>また、開示により保険医療機関等に照会が行われる可能性があることから、当該保険医療機関に対しその旨を連絡することが適当であるとの考えを平成9年6月27日付け内かんにより示しているところである。</p> <p>しかし、個人情報保護法案の審議等近年の個人情報を巡る議論等を踏まえ、その取扱いについて検討した結果、遺族への診療報酬明細書等の開示の事実は個人情報に当たり、この事実を遺族の同意なしに保険医療機関等に連絡することに付いては、個人情報保護の観点から適当ではないと考えられる。</p> <p>したがって、保険者が遺族へのレセプト開示の事実につき保険医療機関等に連絡するに当たっては、遺族の同意を得ることが必要であると考えるので、御了知の上、貴都道府県内市町村、国民健康保険組合及びその他関係機関に対する周知について御配慮願いたい。</p>

アンダーラインについては変更箇所を示す。



農林水産関係事業【農業】の取扱いについて（協定項目25 - 16 - ）

農林水産関係事業【農業】の取扱いについて、平成16年3月11日（協議第39号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年8月17日提出

始良中央地区合併協議会  
会 長 鶴丸明人

25 - 16 - 農林水産関係事業【農業】の取扱い		
項目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1 農業後継者等育成就農支援事業	5 農業後継者等育成就農支援事業は、横川町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 目的 新規就農の促進や定着化を図るとともに、優れた農業後継者を育成し、農業の振興に寄与することを目的とする。</li> <li>2 対象者 市内に居住する新規就農者や農家の後継者であり、半年以上2年未満の研修を行う、55歳未満の者。</li> <li>3 組織 農業後継者等育成就農支援協議会の設置については農政推進対策協議会を併用する。</li> <li>4 負担区分 研修先農家が1/2 市が1/2を負担する。</li> <li>5 支給期間・額 期間は2年以内、単身者については支給月額9万円、夫婦については支給月額13.5万円を支給する。</li> <li>6 研修先 県が指定した拠点農場・市が指定する優良農家</li> <li>7 返還金 研修期間が6ヶ月未満又は、就農後5年未満に離農したときは、市助成総額の1/5の返還を求めるものとする。</li> <li>8 実施時期 平成18年度から実施する。</li> </ol>
2 認定農業者農用地集積促進事業	6 認定農業者農用地集積促進事業は、溝辺町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 目的 経営規模拡大を目指す認定農業者に対して助成金を交付することにより、農用地の有効利用と農業の生産性向上及び他産業並みの所得の向上に資することを目的とする。</li> <li>2 交付基準 面積30a以上かつ契約期間5年以上を対象とする。対象期間は1月1日～12月31日</li> <li>3 助成額 10a当り 20,000円(1回限り) 売買については嘱託登記手数料相当額を助成する。</li> <li>4 返還額(5年未満で契約を解除した場合の10a当たりの返還額) 1年未満 20,000円 1～2年未満 16,000円 2～3年未満 12,000円 3～4年未満 8,000円 4～5年未満 4,000円</li> <li>5 審査 農業委員会の審査による。</li> <li>6 管理台帳 溝辺町の管理台帳を新市へ引き継ぐ。</li> <li>7 対象要件と対象外要件 (対象) 賃貸借契約の設定又は、売買により所有権の移転をし、1回に30a以上締結した認定農業者、利用権設定期間は、1月1日から12月31日まで(平成18年度は、4月1日から12月31日)の間に行なわれたもので、存続期間は5年以上、農業振興地域の農用地区域内で基盤整備完了区域 (対象外) 譲受人又は賃借人が、譲渡人又は賃貸人と同一世帯員である場合。譲受人又は賃借人が市内に住所を有しない場合。農業生産法人でその構成員が当該農業生産法人に売買又は、利用権を設定する場合</li> <li>8 実施時期 平成18年度から実施する。</li> </ol>

農林水産関係事業【林業】の取扱いについて（協定項目25-16- ）

農林水産関係事業【林業】の取扱いについて、平成16年2月12日（協議第40号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年8月17日提出

始良中央地区合併協議会  
会 長 鶴丸明人

別紙

25 - 16 - 農林水産関係事業【林業】の取扱い		
協議項目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1 治山事業（小規模崩壊地復旧事業含む、県営含む）	2 治山事業（小規模崩壊地復旧事業、県営等含む）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、負担割合については、合併までに調整する。	1 県単補助治山事業受益者負担割合については、事業費の10%とする。 県単補助治山事業負担割合 県：7/10(5/10) 市：2/10(4/10) 受益者：1/10(1/10) 県営県単治山事業負担割合 県：9/10 市：1/10 （ ）は市防災計画に記載のない箇所。 2 実施時期 平成18年度から実施する。
2 間伐実施事業	4 間伐実施事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、負担割合については、合併までに調整する。	1 間伐路網整備事業の負担割合については、以下のとおりとする。 作業路 県5/10 市5/10 集材路 県5/10 受益者・組合4/10 市1/10 2 実施時期 平成18年度から実施する。
3 林業振興団体事業補助	7 林業振興団体事業補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助率等については、合併までに調整する。	1 緑の少年団の補助については、年間の活動計画に応じ補助をする。
4 特用林産物振興事業	11 特用林産物振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、合併までに調整する。また、組織については、新市において速やかに統合する。	1 しいたけ生産振興資金融資制度については、新市に引き継ぐ。 2 各振興会への補助については、年間の活動計画に応じ補助をする。
5 火入れ許可	12 火入れ許可については、対象期間、対象面積等合併までに調整する。	1 火入れ許可の対象期間は5日以内、対象面積については1haを超えないものとする。



農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて（協定項目25 - 16 - ）

農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて、平成16年2月12日（協議第42号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年8月17日提出

始良中央地区合併協議会  
会 長 鶴丸明人

25 - 16 - 農林水産関係事業【耕地】の取扱い		
協議項目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1 中山間地域総合整備事業 (団体営含む)	1 中山間地域総合整備事業(団体営含む)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。継続事業の分担金の負担割合は現行のとおりとする。新規事業の分担金の負担割合は、合併までに調整する。	1 新規事業の受益者負担割合は、ほ場整備について事業費の5%とする。ほ場整備以外の事業については0%とする。なお、負担時期については、事業終了後とする。 2 事業主体別 県営事業費負担金割合 国55% 県30% 市15% (市負担のうちほ場整備について、事業費の5%は受益者負担) 団体営事業費負担金割合 国55% 県20% 市25% (市負担のうちほ場整備について、事業費の5%は受益者負担) 3 平成17年度採択の横川地区については、新規事業扱いとする。
2 用排水施設整備事業 (団体営含む)	8 用排水施設整備事業(団体営含む)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	1 継続事業については、旧市町の受益者負担割合のとおりとする。新規事業の受益者負担割合は0%とする。 2 事業主体別 県営事業費負担金割合 国50% 県30% 市20% 団体営事業費負担金割合 国50% 県25% 市25% 3 平成17年度採択の上場地区・浅谷地区・万膳地区については、新規事業扱いとする。
3 農業用河川工作物応急対策事業 (団体営含む)	15 農業用河川工作物応急対策事業(団体営含む)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	1 事業の受益者負担割合は0%とする。 2 事業主体別 県営事業費負担金割合 国55% 県37% 市8% 団体営事業費負担金割合 国50% 県32% 市18%
4 土地改良施設維持管理適正化事業	18 土地改良施設維持管理適正化事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は土地改良区と協議し合併までに調整する	1 分担金の負担割合については、土地改良区が事業主体の場合、市が30%、土地改良区が10%とする。市が事業主体の場合40%を市が負担する。 2 事業主体別 土地改良区営事業費負担金割合 国30% 県30% 市30% 土地改良区10% 市営事業費負担金割合 国30% 県30% 市40%
5 県単独農業農村整備事業	19 県単独農業農村整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	1 継続事業については、旧市町の受益者負担割合のとおりとする。新規事業の受益者負担割合は、ほ場整備について事業費の5%を負担する。ほ場整備以外の事業は0%とする。なお、負担時期については、事業終了後とする。 2 事業主体 市 事業費負担金割合 県 45% 市 55%
6 単独農業農村整備事業	23 単独農業農村整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	1 受益者負担割合は、ほ場整備について事業費の5%を負担する。ほ場整備以外の事業は0%とする。なお、負担時期については、事業終了後とする。 2 工事請負額が300,000円以上で県単独事業に該当しないものを対象とする。

差し替え

報告第45号

商工・観光関係事業の取扱いについて（協定項目25-17）

商工・観光関係事業の取扱いについて、平成16年2月12日（協議第43号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年8月17日提出

始良中央地区合併協議会  
会長 鶴丸明人

別紙

25 - 17 商工・観光関係事業の取扱い		
協議項目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1 企業誘致	1 企業誘致については、新市においても積極的に推進する。なお、優遇制度等については合併までに調整する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国分市、溝辺町、霧島町、隼人町の固定資産税の課税免除については、国分市の工業開発促進条例のとおりとする。横川町、牧園町、福山町の固定資産税の課税免除については、福山町の過疎地域産業開発促進条例のとおりとする。</li> <li>2 市が独自で定める企業誘致の優遇制度については、国分市の工場等立地促進に関する条例のとおりとする。</li> <li>3 実施時期は、合併日からとする。</li> </ol>
2 商工会議所及び商工団体への助成等	2 商工会議所及び商工会への助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。	1 商工会議所への補助金等については現行のとおりとする。また、商工会への補助金額等については、6商工会が合併するまでは現行のとおり各商工会へ補助する。
3 観光協会等関係団体への助成	5 観光協会への助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金については、平成17年11月7日設立予定の「霧島市観光協会」に一括して現行補助金額を交付する。</li> <li>2 観光協会の一本化については、合併後速やかに行なわれるように協議を行なう。</li> </ol>

報告第41号 -

建設関係事業【都市整備】の取扱いについて（協定項目25 - 18）

建設関係事業【都市整備】の取扱いについて、平成16年2月26日（協議第44号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年8月17日提出

始良中央地区合併協議会  
会長 鶴丸 明人

別 紙

25-18建設関係事業【都市整備】の取扱いについて		
協 議 項 目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1 土地利用協議	9 土地利用協議指導要綱等については、合併までに調整する。	1 土地利用対策要綱については、国分市及び隼人町を例に作成する。 2 土地利用対策要綱については、開発面積が1,000㎡以上の開発行為に適用する。 3 土地利用対策委員会を設置する。重要な案件について審議する。 （委員については、助役、部長及び関係課長） 4 土地利用対策要綱については、合併時から施行する。

## 1市6町の土地利用協議関係の概要

	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
開発行為対象面積	1,000 m <sup>2</sup>	300 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>
根拠となる条例等	土地利用対策要綱	宅地造成等土地開発に関する指導要綱	都市計画法を適用	急傾斜地における土木工事規制条例	土地保全に係る建設工事規制条例	土地利用対策要綱	土地利用対策要綱
土地対策委員会規程等の有無	無	無	無	有	有	有	無
申請書類の毎月締切日の有無	無	無	無	無	無	有	無
事務手順	関係課を回覧して承認	関係課を回覧して承認	都市計画法を適用	土地保全審議会に諮る	土地保全審議会に諮る	土地対策委員会に諮る。	関係課を回覧して承認

建設関係事業【建築住宅】の取扱いについて（協定項目25 - 18）

建設関係事業【建築住宅】の取扱いについて、平成16年2月26日（協議第44号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年8月17日提出

始良中央地区合併協議会  
会 長 鶴丸明人



## 25 - 18建設関係事業【建築住宅】の取扱いについて

協議項目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1 公営住宅収納管理	11 公営住宅収納管理については、現行のとおり新市に引継ぐ。なお、公営住宅の家賃等については、合併までに調整する。ただし、特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおりとする。	<p>1. 公営住宅の家賃の算定については、公営住宅法に基づき算定(別紙1)するが、新市の家賃への移行は平成18年4月からとし平成18年3月までは現行のままとする。なお、市町村立地係数及び利便性係数の変更により新市の家賃は確定するが、現行の家賃を上まわる場合は、国からの通知(別紙2)のとおり、おおむね3年以内で調整することとする。</p> <p>2. 市営単独住宅の家賃については、現行のとおり新市に引継ぐ。</p> <p>3. 駐車場使用料の徴収については、現行のとおり新市に引継ぐ。</p> <p>4. 市営単独住宅の敷金は公営住宅と同じように徴収する。</p> <p>5. 共益費については各団地で対応とする。</p> <p>6. 督促手数料は徴収する。(100円)</p> <p>7. 各証明手数料は徴収する。(200円)</p> <p>8. 滞納整理の方法は国分市の例による。(別紙3)</p> <p>9. 不納欠損処理の方法は国分市の例による。(別紙4)</p>

参考資料

公営住宅収納管理		現				況			新市
市町名	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市	
市町営住宅管理戸数	2104 + 85 + 2(2191)	350 + 32 + 2(384)	347 + 39 + 17(403)	267 + 13 + 28(308)	126 + 4 + 15(145)	934+1(935)特公賃はなし	242+12+6(260)	4370+185+71(4626)	
市 町 別 内 容	1、公営住宅家賃								
	・公営住宅家賃	公 1,000～44,800 特 49,300～72,800	公 1,700～38,300 特 23,000～76,000	公 700～35,400 特 30,000～38,000	公 400～33,700 特 30,300～32,900	公 1,100～39,400 特 39,000	公 600～43,100	公 2,800～18,500 特 35,000～40,000	公 未定 特 現行のまま
	・市町村立地係数	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	未定
	・利便性係数	公 0.8156～1.0 特 0.9748～1.0	公 0.7203～0.8744 特 なし	公 0.7012～0.7819 特 なし	公 0.7682～1.0 特 なし	公 0.722～1.0 特 なし	公 0.8～1.0	公 0.7603～0.9552 特 なし	公 未定 特 現行のまま
	2、単独住宅家賃								
	・単独住宅家賃	木原団地 4,000	14,500～15,000	20,000～45,000	1,200～26,400	6,000～32,700	堤防下団地 1,800	3,000～10,000	・現行のとおり
	3、公営住宅敷金	・入居時における3ヶ月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・入居時における3ヶ月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。
	4、単独住宅敷金	・敷金なし	・公営住宅敷金と同じ	・公営住宅敷金と同じ	・公営住宅敷金と同じ	・公営住宅敷金と同じ	・公営住宅敷金と同じ	・公営住宅敷金と同じ	・公営住宅敷金と同じ
	5、その他使用料								
	・駐車場使用料	名波ハイタウン 1台 500円/月	空港南タウン 1台 800円/月	・未徴収	グリソレッジ牧園小谷 1台 500円/月	公営住宅で駐車場が整備されている団地は800円、単独住宅の駅前団地単身・神宮前団地は家賃に含む。その他は無料	・未徴収	・未徴収	・現行のとおり
・共益費	・各団地対応	・各団地対応	・各団地対応	・町で徴収し払う	・町で徴収し払う	・各団地対応	・各団地対応	・各団地対応	
・督促手数料	・未徴収	・未徴収	・未徴収	・100円	・100円	・未徴収	・未徴収	・100円	
・各証明手数料 (家賃証明、車庫証明)	・200円	・200円	・未徴収	・200円	・200円	・未徴収	・200円	・200円	

住宅管理戸数の欄は公営住宅 + 特公賃住宅 + 単独住宅(住宅合計)となっています。

平成17年7月現在

### 公営住宅の家賃の算定方法（公営住宅法）

入居者の家賃は、公営住宅法第16条第1項の規定に基づいて、入居者からの収入の申告に基づき、入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、事業主体が定めることとされている。

#### 入居者の家賃の算定 = 下記の式による

$$\text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$

家賃算定基礎額・・・入居者の月間収入額により4段階にわかれる。

ランク	入居者の政令月収	家賃算定基礎額
1	0～123,000円	37,100円
2	123,001～153,000円	45,000円
3	153,001～178,000円	53,200円
4	178,001～200,000円	61,400円

#### 市町村立地係数

市町村立地係数は、市町村の立地条件の偏差を表すものとして、国土交通大臣が各市町村の地価の状況を勘案して、0.7～1.6までの範囲内で市町村ごとに定める数値である。具体的な数値は国土交通省告示に定められている。現状は1市6町とも、0.7の地域で指定されているが新市の市町村立地係数については合併後に国から指定される。

#### 規模係数

規模係数は、当該公営住宅の床面積を70㎡で除した数値であり、公営住宅の規模に応じて係数が増減するものである。ここでいう床面積とは、共用部分（バルコニーは共用部とする、すなわちバルコニーは床面積に含まない。）を除く住戸専用面積のことで、住戸占有面積が小さくなれば家賃も低下することになり、逆に住戸占有面積が大きくなれば家賃が上昇し、公営住宅の規模に応じた家賃が設定される。

#### 経過年数係数

経過年数係数は、民間賃貸住宅の家賃の変動等を勘案して、下式によって算出される。

- 1、木造以外（経過年数係数）＝ $1 - 0.0039 \times \text{経過年数}$
- 2、木造（経過年数係数）＝ $1 - 0.0087 \times \text{経過年数}$

**利便性係数**

利便性係数とは、事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備等を勘案して、0.7～1.0の範囲内で設定するものである。

それにより新市の場合、利便性係数の調整が必要になる。

**利便性係数(0.7～1.0) = 立地係数(A) × 設備係数(B)**で設定すると利便性係数の下限が0.7のため  
下限(0.7) = (A) 0.8367 × (B) 0.8367 となり立地係数(A) = 0.8367～1.0 設備係数(B) = 0.8367～1.0に設定される。

**立地係数(A)の設定**

- ・ 市内の各団地の固定資産税評価相当額に序列を付け、現水準設定値(35,000円/㎡)以上の団地を1.0に、現水準設定値(5,000円/㎡)以下の団地を最低値0.8367に置き、各団地をその間に分布させる。

**設備係数(B)の設定**

- ・ 市内の各団地の設備の程度により序列を付け、設備の最もよい団地を1.0に設備の最も悪い団地を最低値0.8367に置き、各団地をその間に分布させる。

新市の家賃は平成18年4月から施行することとし、平成18年3月末日までは現行の家賃といたします。

事 項	説 明
1. 期限までに納付がない場合	滞納者に対して、納期限後、20日を目処に「督促状」を送送する。
2. 督促状を送送しても納付がない場合	電話による催告、臨戸による催告及び徴収を実施する。2ヶ月以上滞納したら、連帯保証人に対して、滞納者への完納指導依頼及び3ヶ月以上滞納した場合は、連帯保証人に「連帯保証債務履行の事前通知書」を送送する。
3. 滞納が3ヶ月以上になった場合	滞納者に対し「催告書」を、滞納者の連帯保証人に対して滞納者への「連帯保証債務履行要請書」を送送する。
4. 催告書を送送しても納付がない場合	この間、必要に応じ、臨戸による催告及び徴収を実施しながら、滞納者に対し「催告書及び出頭要請書」を、滞納者の連帯保証人に対し、このまま納付がない場合は連帯保証債務の履行を請求する旨の「通知書」兼、滞納者と一緒に市役所に出頭していただくよう「出頭要請書」を送付する。
5. 納付もなく出頭要請にも応じない場合	滞納者に対し「催告書及び出頭命令書」を、連帯保証人に対し、連帯保証債務を履行するよう「請求書」兼、滞納者と同行しての「出頭要請書」を送付する。 (相談も出頭もない場合は、法的手段を実施する旨を説明)
6. 誓約書の提出	1から5までの手順により、一括納付が困難な場合等には分割納付等の「納付誓約書」を提出させる。
7. 退去勧告	6ヶ月以上納付もなく、出頭要請にも応じず、相談もない滞納者については、「退去勧告」を行う。連帯保証人に対し「滞納者に退去勧告した旨の通知及び催告書」を送付する。
8. 支払督促の申立	管轄裁判所書記官に支払督促を申し立てる。 (民事訴訟法 382、383)
8-2. 債務者の異議申立	債務者から支払督促に対し、異議申立てがなされた場合は、訴訟に移行する。 (民事訴訟法 395)
8-3. 仮執行宣言付支払督促の申立	債務者に支払督促が送達され、法定期間内(送達後2週間以内)に異議申立がない場合には、仮執行宣言付支払督促の申立をする(支払督促送達後、2週間経過のち30日以内に申し立てること) (民事訴訟法 391)
8-4. 債務者の異議申立	債務者より異議申立があった場合は、訴訟へ移行する。 (民事訴訟法 393、.395、396)
8-5. 債権の確定	仮執行宣言付支払督促が送達され、法定期限内(送達後、2週間以内)に債権者の異議申立がないときには、確定判決と同一の効力を有する。 (強制執行が可能である)
9. 退去命令	悪質な滞納者に対して「退去命令書」を送送する。
10. 法的手段(明渡し請求)	12ヶ月以上納付がなく、若しくは50万円以上の滞納があり、納付の意思が見受けられない者で、退去命令にも従わない場合は、法的手段(明渡し請求)を実施する

## 1. 処理対象者及び根拠法令等

住宅使用料等の消滅時効(1年以内の定期に支払われる債権の消滅時効)

平成何年分の地代とか何月分の家賃等のように、1年以内の一定の時期に一定の金銭を支払わせたり、物を引き渡させたりすることを目的とする債権は、債権者が5年間権利を行使しない場合に消滅する。 「民法 169条」

- (1) 退去後、死亡又は所在不明となり、徴収不納のまま5年を経過した者  
[地方自治法 第236条]
- (2) 長期不在等により、認定(職権)退去処理した者で徴収不納のまま5年を経過した者  
[地方自治法 第236条]
- (3) 訴訟等により債務が確定し、確定した日から10年を経過した者  
[民法 第174条の2]
- (4) 破産法に基づき破産による免責の判決が確定した者  
(確定後に発生した債務については含まない。) [破産法 第366条の2]

## 2. 時効起算日

- (1) 前項第1号及び第2号に該当する者・・・・・・・・・・退去日の翌日
- (2) 前項第3号に該当する者・・・・・・・・・・判決確定日の翌日  
根拠法令 [民法 第140条]

## 3. 経過処理方法

- (1) 退去後についても納付催告する。(連帯保証人にも文書を送付する)
- (2) 転居先不明等で文書が返送されてきた場合は、本籍地市町村への住所照会する。
- (3) 住民票の転居届けがなく転居先が不明の場合は、連帯保証人、親族等に照会する。
- (4) 転居先が判明した場合は、催告の再送付を行う。
- (5) 常に居所の確認を行いながら、納付催告を怠ることのないよう努める。
- (6) 死亡及び所在不明等により徴収不納の場合は、退去後5年を経過した者について不納欠損対象者として取り扱う。
- (7) 長期不在等により、認定(職権)退去処理した者についても前項と同様の処理で退去後5年を経過した者について、不納欠損対象者として取り扱う。

その他事業【選挙管理委員会関係事務】の取扱いについて  
(協定項目25-27- )

その他事業【選挙管理委員会関係事務】の取扱いについて、平成16年5月13日(協議第58号)協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年8月17日提出

始良中央地区合併協議会  
会長 鶴丸 明人

25 27	選挙管理委員会関係事務	関係項目	
協議項目		協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1	不在者投票・期日前投票の投票所、事務体制及び時間	3 不在者投票・期日前投票の投票所、事務体制及び時間等については、合併までに調整する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不在者投票の投票所は、期日前投票制度の確立(H15.12.1施行)により郵送関係が主であること、本庁において一括で事務を行った方が投票用紙の管理等を勘案した時に円滑な事務が行えると判断し、本庁のみに設置することとする。</li> <li>2 期日前投票の投票所は各総合支所の区域ごとに設置し、それぞれの投票所で各総合支所管内の有権者についての期日前投票事務を行う。</li> <li>3 最初の市議・市長選挙については、各総合支所の区域ごとに不在者投票指定投票区を設置する。(公職選挙法第37条第7項、同法施行令第26条の規定)</li> <li>4 期日前投票の事務取りまとめについては、本庁(本部)にて一括して事務を行う。</li> <li>5 事務体制は、協力職員並びに事務補佐員で対応する。</li> <li>6 不在者投票の投票時間については、午前8時30分から午後8時00分までとする。</li> <li>7 期日前投票の投票時間については、1箇所を除き時間を繰り上げることも可能であるが、有権者の利便性等を考慮し、当面の間は、すべての投票所において午前8時30分から午後8時00分までとする。(公職選挙法第40条、同法48条の2第3項の規定)</li> <li>8 在外投票事務については、本庁において事務を行う。(衆議院又は参議院の比例代表選出議員の選挙のみ)</li> </ol>
2	ポスター掲示場の設置場所	4 ポスター掲示場の設置については、国分市の例による。なお、掲示場の設置場所については、合併までに調整する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置場所について、国・県の選挙については、現行のとおり新市へ引き継ぐ。</li> <li>2 設置数について、市議・市長選挙については、公職選挙法第144条の2の規定に基づき条例を制定し、合併後最初の選挙から法定設置数の約50%とする。</li> <li>3 掲示板の材質については、設置期間の短縮及び安価であることから、ベニヤではなくアルミ板のリースで対応する。</li> <li>4 掲示板の規格・設置方法等については、国分市の例により新市の例規にて定める。 【霧島市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例】 【霧島市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程】</li> </ol>



25 27 選挙管理委員会関係事務	関係項目	
協議項目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
<p>3 選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの公営の額</p>	<p>5 選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの公営制度については、国分市の例による。なお、公営の額については、合併までに調整する。</p>	<p>1 新市の例規で公職選挙法第141条及び第143条の規定に基づき、国分市の例により金額等を定め、合併後の最初市議・市長選挙から公営で実施する。なお、金額については、国分市の額を新市に引き継ぐ。                      新市の公営の額(国選の額を準用)                      一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約:1日64,500円を限度                      一般運送契約以外の契約:1日15,300円を限度                      燃料代:1日7,350円を限度                      運転手:1日12,500円を限度</p> <p>ポスター作成費                      作成単価510円48銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た金額に[105,000円]を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数(最初の市議選については選挙区ごと)で除して得た金額を限度(作成単価510円48銭については国選の額を準用・1円未満の端数については1円とする。)                      基準限度額×作成枚数(ポスター掲示場数×1.2が限度)を限度として交付</p> <p>2 公営の手続き等についても、国分市の例により新市の例規にて定める。                      【霧島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例】                      【霧島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程】</p>

その他事業(選挙管理委員会関係事務(不在者投票・期日前投票))資料

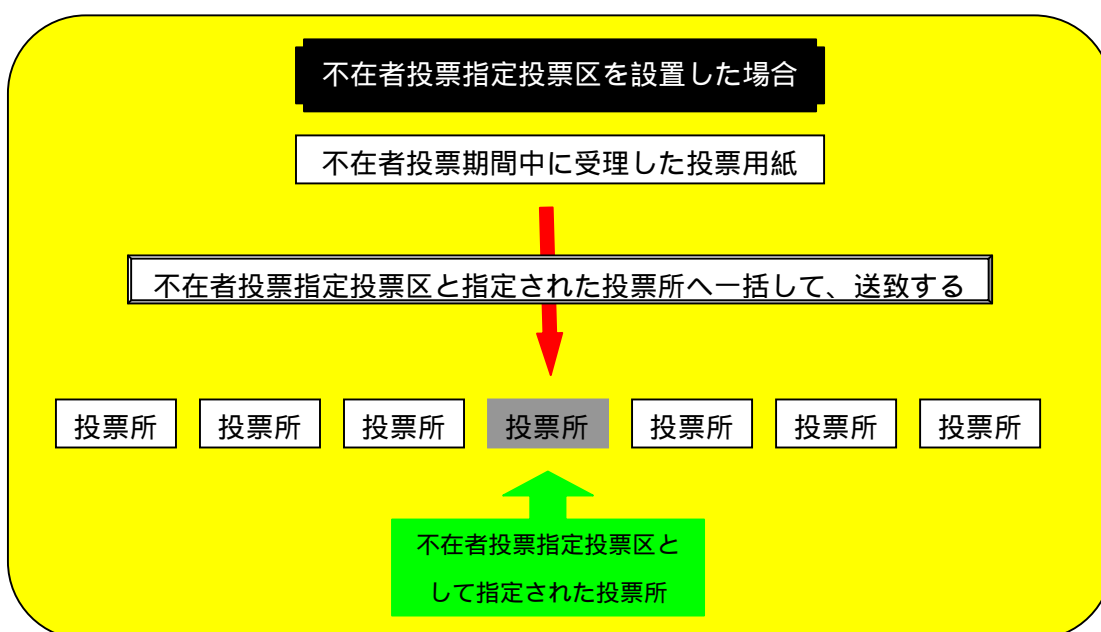
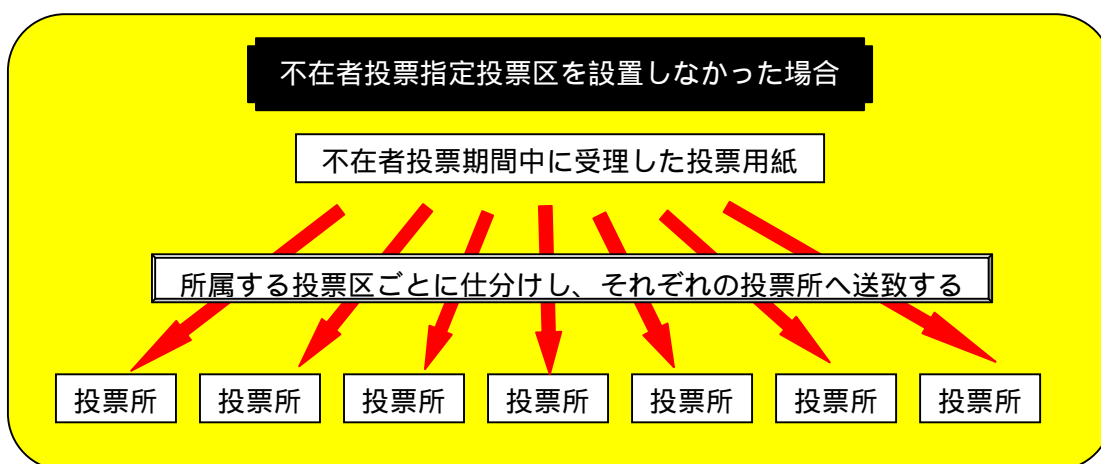
平成16年度参議院議員通常選挙及び鹿児島県知事選挙に係る不在者投票・期日前投票一覧

市町名	選挙種別	不在者投票						期日前投票	投票総数	当日有権者数	不在者投票率	期日前投票率	投票率	前回議員・首長選挙(無投票は除く)	投票率	選挙人名簿登録者数(H17.6.2現在)
		法施行令第53条			法施行令第54条の4	法施行令第59条の6第8項	計									
		所属地	所在地	指定病院	郵便	洋上										
国分	参議	1	76	204	6	0	287	4,352	24,609	40,592	0.71	10.72	60.63	議員(H14.5.19)	73.63	41,153
	知事	1	35	203	6	-	245	4,341	24,552	39,672	0.62	10.94	61.89	首長(H14.9.29)	68.31	
溝辺	参議	0	0	37	1	0	38	782	4,604	6,907	0.55	11.32	66.66	議員(H11.4.25)	80.75	6,926
	知事	0	0	36	1	-	37	783	4,602	6,807	0.54	11.50	67.61	首長(H6.5.29)	86.73	
横川	参議	0	0	74	1	0	75	392	3,145	4,501	1.67	8.71	69.87	議員(H15.4.27)	83.43	4,487
	知事	0	0	73	1	-	74	392	3,142	4,452	1.66	8.81	70.58	首長(H13.4.15)	87.80	
牧園	参議	0	7	110	4	0	121	722	5,076	7,701	1.57	9.38	65.91	議員(H15.4.27)	82.84	7,649
	知事	0	6	109	5	-	120	592	5,074	7,588	1.58	7.80	66.87	首長(H16.2.8)	75.27	
霧島	参議	0	7	36	0	0	43	587	3,394	4,757	0.90	12.34	71.35	議員(H15.4.27)	81.53	4,765
	知事	0	2	36	0	-	38	584	3,386	4,697	0.81	12.43	72.09	首長(H7.4.23)	90.45	
隼人	参議	0	43	163	11	0	217	2,840	17,331	28,256	0.77	10.05	61.34	議員(H15.4.27)	65.40	28,570
	知事	0	25	157	11	-	193	2,839	17,299	28,105	0.69	10.10	61.55	首長(H13.8.26)	62.81	
福山	参議	0	0	42	0	0	42	381	3,726	5,629	0.75	6.77	66.19	議員(H15.4.27)	82.28	5,649
	知事	0	0	41	0	-	41	381	3,723	5,555	0.74	6.86	67.02	首長(H10.11.12)	87.02	
合計	参議	1	133	666	23	0	823	10,056	61,885	98,343	0.84	10.23				99,199
	知事	1	68	655	24	-	748	9,912	61,778	96,876	0.77	10.23				

前回の議員・首長選挙については参考数値です

**不在者投票指定投票区の設置について**

不在者投票は、従来、不在者投票期間中に有権者に投票して頂いた投票用紙を、投票当日、不在者投票を行った有権者の所属する投票区ごとに仕分けし、所属する投票所へ送致しておりましたが、不在者投票指定投票区を設置することで、所属する投票区ごとの仕分けをする必要なく、一括して不在者投票指定投票区へ送致することができる制度であります。霧島市においても、事務の簡素化及び投票用紙の管理等勘案した結果、不在者投票指定投票区を設置することにいたしました。（下記図参照）



## その他事業【選挙管理委員会関係事務（不在者投票・期日前投票）】資料

### 不在者投票・期日前投票 関係法令抜粋

#### 不在者投票指定投票区関係

公職選挙法

（投票管理者）

#### 第37条

7 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた時は、政令で定めるところにより1以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、当該投票区以外の投票区に属する選挙人がした第49条の規定による投票に関する事務のうち政令で定めるものを行わせることができる。

（不在者投票）

#### 第49条

1 前条第1項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第42条第1項ただし書き、第44条、第45条、第46条第1項から第3項まで、第48条及び第50条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

公職選挙法施行令

（指定投票区の指定等）

#### 第26条

1 市町村の選挙管理委員会は、法第37条第7項の規定により投票区を指定する場合には、当該指定する指定投票区（以下「指定投票区」という。）の属する開票区に属する投票区であって、同項の規定により当該投票区に属する選挙人がした法第49条の規定による投票に関する事務のうち次条第2項に規定するものを当該指定投票区の投票管理者が行うもの（以下「指定関係投票区」という。）を併せて定めなければならない。

#### 期日前投票の開閉時刻関係

（期日前投票）

#### 第48条の2

3 第39条から第41条まで及び第58条から第60条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第48条の2第3項の規定による読み替え後の第40条

（投票所の開閉時間）

#### 第40条

1 投票所は、午前8時30分に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、2以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、1の期日前投票所を除き、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所の閉じる時刻を繰り上げることができる。

その他事業【選挙管理委員会関係事務(ポスター掲示場)】資料

ポスター掲示場設置数一覧

地区名	各市町ポスター掲示場設置数			霧島市ポスター掲示場設置数	
	法定数	国・県選挙設置数	市町議・市町長選	国・県選挙設置数	霧島市議・市長選設置数
国 分	229	165	112	165	112
溝 辺	55	50	50	50	42
横 川	92	59	59	59	46
牧 園	100	75	75	75	50
霧 島	54	47	47	47	46
隼 人	143	127	127	127	73
福 山	87	55	55	55	44
計	760	578	525	578	413

## その他事業【選挙管理委員会関係事務（ポスター掲示場）】資料

### ポスター掲示場 関係法令抜粋

公職選挙法

（文書図画の掲示）

#### 第143条第1項第5項

1 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあっては、第1号、第2号、第4号及び第5号に該当するものであって衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは掲示することができない。

五 前号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院議員比例代表選出議員の選挙にあっては、公職の候補者たる参議院名簿登載者が使用するものに限る。）

（ポスター掲示場）

#### 第144条の2

8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第143条第1項第5号のポスター掲示場を設けることができる。

9 都道府県又は市町村が前項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、当該掲示場の総数は1投票区につき5箇所以上10箇所以内において、政令で定めるところにより算定しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、当該都道府県又は市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、その総数を減ずることができる。

公職選挙法施行令

（ポスター掲示場）

#### 第111条

1 法第144条の2第2項又は第9項に規定するポスター掲示場の総数は、当該市町村の各投票区について次の表の上覧（左欄）に掲げる投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び同表の中欄に掲げる投票区ごとの面積に応じ、それぞれ当該下欄（右欄）に定める数を合計した数とする。

選挙人名簿登録者数	面積	ポスター掲示場の数
1,000 人未満	2 平方キロメートル未満	5 箇所
	2 平方キロメートル以上	6 箇所
	4 平方キロメートル未満	
	4 平方キロメートル以上	7 箇所
	8 平方キロメートル未満	
8 平方キロメートル以上	8 箇所	
1,000 人以上 5,000 人未満	4 平方キロメートル未満	7 箇所
	4 平方キロメートル以上	8 箇所
	8 平方キロメートル未満	
	8 平方キロメートル以上	9 箇所
5,000 人以上 10,000 人未満	4 平方キロメートル未満	8 箇所
	4 平方キロメートル以上	9 箇所
10,000 人以上	4 平方キロメートル未満	9 箇所
	4 平方キロメートル以上	10 箇所

霧島市議会議員・市長選挙ポスター掲示場(案)

Table with 25 columns: 投票区, 設置数, 地区名(公民会), 番号, 設置場所, 投票区, 設置数, 地区名(公民会), 番号, 設置場所, 投票区, 設置数, 地区名(公民会), 番号, 設置場所, 投票区, 設置数, 地区名(公民会), 番号, 設置場所, 投票区, 設置数, 地区名(公民会), 番号, 設置場所. It lists candidate locations for the 2019 Kagoshima City Council and Mayor elections across 25 districts.

地区名 投票区 備考
国分 1~33
溝辺 34~40
横川 41~53
牧園 54~66
霧島 67~73
隼人 74~94
福山 95~108
設置箇所計 413

その他事業【選挙管理委員会関係事務(選挙公営)】資料

選挙公営制度実施比較表

区分	市名	選挙運動用自動車使用の公営				選挙運動用ポスター作成の公営			
		1日当たり公費負担の限度額				基本単価	企画費等		
		一般運送契約の場合(1台)	個人契約の場合(1台・1人当たり)						
	自動車借上料		燃料購入費	運転手報酬					
鹿児島県	鹿児島市	64,500	15,300	7,350	12,500	* 26.73	557,115		
	薩摩川内市	64,500	15,300	7,350	12,500	510.48	60,900		
	鹿屋市	64,500	15,300	7,350	12,500	510.48	105,000		
	枕崎市	64,500	15,300	7,350	12,500	510.48	84,000		
	串木野市	64,500	15,300	7,350	12,500	510.48	84,000		
	阿久根市	64,500	15,300	7,350	12,500	510.48	92,700		
	名瀬市	57,800	15,000	7,210	11,200	489.50	92,700		
	出水市	64,500	15,300	7,350	12,500	510.48	84,000		
	大口市	64,500	15,300	7,350	12,500	510.48	84,000		
	指宿市	64,500	15,300	7,350	12,500	510.48	84,000		
	加世田市	64,500	15,300	7,350	12,500	510.48	84,000		
	西之表市	60,200	15,300	7,350	11,700	510.48	72,100		
	垂水市	64,500	15,300	7,350	12,500	510.48	84,000		
	日置市	現在は未実施							
	曾於市	現在は未実施							
	国分市	64,500	15,300	7,350	12,500	510.48	105,000		
県外類似団体	佐野市	栃木県(H17.2.28合併)	64,500	15,300	7,350	12,500	510.48	301,875	
	掛川市	静岡県(H17.4.1合併)	64,500	15,300	7,350	12,500	510.48	301,875	
	三原市	広島県(H17.3.22合併)	60,200	15,300	7,350	11,700	501.99	301,875	
	周南市	山口県(H15.4.21合併)	64,500	15,300	7,350	12,500	* 26.73	301,875+255,240	
	唐津市	佐賀県(H17.1.1合併)	64,500	15,300	7,350	12,500	510.48	301,875	
国	衆議院	比例代表	衆議院比例代表選挙のみ2台		7,350	衆議院比例代表のみ2人	-	-	
			64,500	15,300		12,500			
	衆議院	小選挙区		64,500	15,300	7,350	* 500以上	26.73	301,875+255,240
			500以下				510.48	301,875	
		比例代表						12,500	35.00
参議院	選挙区		64,500	15,300	7,350	* 500以上	26.73	301,875+255,240	
		500以下				510.48	301,875		
備考	*印については、ポスター掲示場の数から500を引いた数へ単価を乗じます。								



## その他事業【選挙管理委員会関係事務（選挙公営）】資料

### 選挙公営 関係法令抜粋

公職選挙法

（自動車、船舶及び拡声器の使用）

#### 第141条

1 次の各号に掲げる選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。以下同じ。）又は船舶及び拡声器（携帯用のものを含む。以下同じ。）は、公職の候補者1人について当該各号に定めるもののほかは、使用することができない。ただし、拡声器については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に1そろいを使用することを妨げるものではない。

一 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙自動車（その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。次の各号において同じ。）1台又は船舶1隻及び拡声器1そろい

8 都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項の自動車の使用について、無料とすることができる。

（文書図画の掲示）

#### 第143条

1 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第1号、第2号、第4号及び第5号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは掲示することができない。

五 前号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院議員比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者が使用するものに限る。）

15 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市の議会の議員及び長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項第4号の2の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター作成について、無料とすることができる。

その他事業【温泉事業】の取扱いについて（協定項目25 - 27 - ）

その他事業【温泉事業】の取扱いについて、平成16年5月27日（協議第69号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年8月17日提出

始良中央地区合併協議会  
会長 鶴丸 明人

別 紙

25-27- その他事業【温泉事業】の取扱いについて		
協 議 項 目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1 温泉関係手数料	4 手数料については、霧島町の例により合併までに調整する。	<p>手数料については、現行の霧島町の例により下記のとおりとする。</p> <p>督促手数料・・・・・・・・・・ 100円  延滞金・・・・・・・・霧島市税条例の規定を準用する  温泉供給期間更新許可・・・・ 5,000円 / 件  名義変更許可・・・・・・・・・・ 20,000円 / 件  その他申請・・・・・・・・・・ 1,000円 / 件  実施時期・・・・合併時とする</p>

## 地域審議会の設置について（報告）

企画専門部会

平成 17 年 8 月 17 日

### 1. 委員の推薦

合併前（10 月末まで）に各市町の首長がそれぞれの地域審議会の委員（案）をつくり、新市長に推薦する準備をしておく。

合併後、新市長が当該推薦書に基づいて、委員の委嘱を行う。

### 2. 委員の構成（地域審議会の設置に関する協議 第 5 条の取扱い）

各市町の裁量で（実情に合わせて）、当該人数の範囲内で調整する。

- ・ 公共的団体等を代表する者 5～11 人
- ・ 学識経験を有する者 2～5 人
- ・ 公募により選任された者 2～5 人

幅広い年齢層で構成されるよう配慮する。

- ・ 応募資格は、「当該地域（国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町）に住所を有する者又は当該地域内に存する事務所等に勤務する者で審議会に出席できる者」
- ・ 充て職、学識経験者の委員は全体的に高年齢化する傾向。意見に偏りが生じる可能性もあり、若い世代の登用にも配慮する。

クォータ制を取り入れ、その一方の性の比率が 2 割を下回らないこととする。（3 人以上）

- ・ 「霧島市付属機関等の設置等に関する方針について（案）」第 4 条第 1 項第 4 号で「クォータ制の明記に努める」とされている。

公募は、合併前に行う。

- ・ 合併までに各市町が委員（案）を確定させるためには、10 月中に期限を切る必要があり、公募期間は一ヶ月は必要なので 9 月の広報紙に掲載しなければならない。（各市町それぞれの方法（無線放送等）で募集する。）

### 3. 地域審議会の立ち上げ

- ・ 地域住民の合併に係る不安を解消し、早期立ち上げに係る要請に応えるためにも合併後の早い段階で地域審議会を立ち上げる必要がある。

### 4. 委員の任期

- ・ 協議第 6 条で「委員の任期は、2 年とする。」となっているので、年又は年度の初めからが望ましい。

平成 18 年 1 月からを予定